平成２８年（フ）第４０号
千葉県船橋市三山４丁目28番17号
債務者　栗山　永輝
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
千葉県船橋市東中山１丁目12番18号　アルファグリーンヒル201号
債務者　後藤　哲哉
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３号
千葉県船橋市夏見２丁目１番12号　きんぎん荘20号
債務者　柏　　健次
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
高知市横浜西町36番４－14号
債務者　山崎　正士
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７９号
熊本市中央区八王寺町48番５－103号　ストークＵⅡ
債務者　緒方　弘治
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９８号
札幌市白石区南郷通16丁目北３番１－202号
債務者　永坂　隆志
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０１号
札幌市白石区本通16丁目北４番70―103号
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１１号
札幌市中央区南16条西８丁目１番35―205号
債務者　齋藤　　巖
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２２号
札幌市南区中ノ沢４丁目３番36号
債務者　盛　真紀子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３７号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５－302号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４３号
札幌市白石区菊水２条１丁目８－18　第３鈴興ハイム601、住民票上の住所函館市鍛治１丁目49番14号
債務者　尾関　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５４号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番７－301号
債務者　阿部　則秋
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５９号
札幌市東区北17条東９丁目１番22号　コーポ多田101号
債務者　高野　裕二（旧姓深川）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６０号
札幌市東区北17条東９丁目１番22号　コーポ多田101号
債務者　高野千恵子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６４号
札幌市清田区平岡５条３丁目３番５号　ジュネス平岡201号
債務者　辻　　恒一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６８号
札幌市東区北12条東13丁目１番12―303号
債務者　折目　久子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７１号
札幌市西区発寒３条２丁目５番25―207号
債務者　石川　　篤（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７９号
札幌市中央区南６条西11丁目1286番地10　エスポワールⅡＡ号
債務者　小町　祐司
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部